

受付登録コード
1 7 3 1

年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）

様式第105号

〔遺族基礎年金・特例遺族年金・遺族厚生年金〕

年金コード
14

(注) 1. 請求者が2名以上のときは、そのうちの1人について、この請求書にご記入ください。
2. その他の方については、別紙の年金請求書（様式第106号）に記入し、この年金請求書に添えてください。

実施機関等
受付年月日

○ のなかに必要事項をご記入ください。（◆印欄には、なにも記入しないでください。）

○ 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により

消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。

○ フリガナはカタカナでご記入ください。

死亡した方	① 基礎年金番号																					
	② 生年月日	明・大・昭・平																				
	⑱ 氏名 (フリガナ) (氏)																				性別 男 女 1 2	

⑤ 記録不要制度						⑥ 作成原因	
(厚年)	(船員)	(国年)	(国共)	(地共)	(私学)	01 02	
⑦ 進達番号			⑨ 別紙区分		⑩ 船職加		⑪ 重無
⑫ 未保	⑬ 支保	⑭ 受給権者数		⑮ 長期	⑯ 基加	⑰ 沖縄	⑱ 旧令

死亡した方に共済組合等の加入期間がある場合は、請求者の個人番号（マイナンバー）及び基礎年金番号の両方をご記入ください。個人番号（マイナンバー）については10ページをご確認ください。

請求者	③ 個人番号 (マイナンバー)																					
	基礎年金番号																					
	④ 生年月日	明・大・昭・平・令																				
	⑳ 氏名 (フリガナ) (氏)																				㉑ 続柄	性別 男 女 1 2
	㉒ 住所の郵便番号																				㉓ 住所 (フリガナ)	

社会保険労務士の提出代行者欄																						

電話番号 1	—	—
電話番号 2	—	—

※ 公金受取口座については、10ページをご確認ください。

※ 日中に連絡が取れる電話番号（携帯も可）をご記入ください。
※ 予備の電話番号（携帯も可）があればご記入ください。

㉔ 年金受取機関 ※	※ 1 または 2 に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。 ※ 指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に☑してください。	(フリガナ) 氏名	(氏) 氏名
1. 金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 2. ゆうちょ銀行（郵便局） 公金受取口座として登録済の口座を指定 <input type="checkbox"/>		口座名義人氏名	

年金送金先	金融機関	⑮ 金融機関コード	⑯ 支店コード (フリガナ)	銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協	(フリガナ) 本店 支店 出張所 本所 支所	⑰ 預金種別 1. 普通 2. 当座	⑱ 口座番号（左詰めで記入）
	ゆうちょ銀行	㉒ 貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄※ 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。 請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。			
		記号（左詰めで記入）	番号（右詰めで記入）				

※ 公金受取口座を指定する場合、通帳等のコピー（金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面）の添付または金融機関等の証明は不要です。

加算額の対象者または加給の対象者	氏名 (フリガナ) (氏)	(名)	㉙ 生年月日	平令																				連絡欄
	個人番号																							X線フィルムの送付
	氏名 (フリガナ) (氏)	(名)	㉙ 生年月日	平令																				有・無

※ 3人目以降は、余白等にご記入ください。

年 月 日

右の3ページを記入する際の注意事項

- 「年金の種類」とは、老齢または退職年金、障害年金、遺族年金をいいます。
- 「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

ア

表1 公的年金制度等

- | | |
|---|------------------------------------|
| ア. 国民年金 | キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合 |
| イ. 厚生年金保険 | ク. 恩給 |
| ウ. 船員保険（昭和61年4月以後を除く） | ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例 |
| エ. 国家公務員共済組合
（JT、JR、NTTの三共済組合を含む）
（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む） | コ. 日本製鉄八幡共済組合 |
| オ. 地方公務員等共済組合
（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む） | サ. 改正前の執行官法附則第13条 |
| カ. 私立学校教職員共済 | シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者
のための特別措置法 |
| | ス. 戦傷病者戦没者遺族等援護法 |

- アで、「1. 受けている」または「3. 請求中」を○で囲んだ方は、
- ・ 「公的年金制度名」……表1から該当する公的年金制度等の記号を選択し、ご記入ください。
 - ・ 「年金の種類」……該当するものを○で囲んでください。
 - ・ 「年月日」……年金を受けることとなった年月日をご記入ください。
（「1. 受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください。）

* 2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。詳しくは、共済組合までお問い合わせください。

- 履歴は死亡した方がはじめて公的年金制度に加入したときから古い順にご記入ください。

詳しくわからないときでも、郡市区名まではご記入ください。

《記入例》

詳しくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までといったようにご記入ください。

履歴（死亡した方の公的年金制度加入経過） ※できるだけ詳しく、正確に記入してください。					
	(1) 事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備考
最初	(有) ○ ○ 商店	○○区○○2-X	49・4・1 から 55・3・31まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
2		○○市○○-X-X	56・4・1 から 58・3・31まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
3	△△化学(株)東京支店	○○区○○-X-X	58・4・1 から 61・3・31まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	江東 とる1△
4	○○市役所	○○市△△-X-X	61・4・1 から 平26・3・31まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
5			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
6			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
7			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
			・ ・ から ・ ・ まで	4 共済組合等	
13			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

会社名だけでなく、支店・工場等についてもご記入ください。

備考欄について

わかる方のみ以下の事項を記入してください。

- 各事業所等の
 - ・ 健康保険被保険者証
 - ・ 船員保険被保険者証
 - ・ 共済組合員証等の記号および番号

- 厚生年金保険の事業所の整理番号（アルファベット）および被保険者番号（健康保険組合の設立されている事業所等の場合）

船員保険に加入したことがある方で海軍徴用期間があった場合は、その旨をご記入ください。

⑦ あなたは、現在、公的年金制度等（表1参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 請求中	制度名（共済組合名等）	年金の種類
----------	-----------	--------	-------------	-------

受けていると答えた方は下欄に必要事項をご記入ください。（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

公的年金制度名 （表1より記号を選択）	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等	⑧年金コードまたは共済組合コード・年金種別					
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	. .		1					
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	. .		2					
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	. .		3					
				⑨他年金種別					

⑧ 履 歴（死亡した方の公的年金制度加入経過）

※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。

(1) 事業所（船舶所有者）の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備考
最 初		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
2		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
3		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
4		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
5		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
6		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
7		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
8		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
9		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
10		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
11		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
12		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	
13		. . から . . まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金（船員）保険 4. 共済組合等	

右の5ページを記入する際の注意事項

- (5) 死亡の原因となった傷病や負傷に関して、医師の診断を受けていない場合は記入不要です。
- (6) 死亡の原因となった傷病や負傷に関して、発生原因が無い場合は記入不要です。

(5)
(6)

- (7) について交通事故や殺人等、死亡の原因が第三者の行為による際は、「**第三者行為事故状況届**」と証明書等の提出が必要です。
詳しくは、共済組合までお問い合わせください。
- (8) については、死亡の原因が第三者の行為によらない場合には記入不要です。

(7)
(8)

- (11) については、死亡した方が(10)欄に示す年金制度から年金を受けていた場合に制度名等を記入してください。
なお、死亡した方が受けていた年金の未払いがある場合は、「未支給年金・未支払給付金請求書」により請求することができます(ただし一定の要件が必要です)。

(11)

- 労働者災害補償法(労災法)による給付や昭和61年改正後の新船員保険法から支払われる年金などの業務上の災害による給付と遺族年金は、同じ業務上の災害による場合、遺族年金は、全額支払われ、労災法による給付等の一部が支払われます。
また、同じ業務上の災害によって遺族年金と労働基準法による遺族補償を受けるときは、遺族年金は6年間支給停止となり、7年目から支払われます。

(12)
(13)
(14)

- アからウのいずれかに該当する場合は短期要件、エまたはオに該当する場合は長期要件の権利が発生します。長期要件と短期要件の両方に該当した場合は、どちらか一方の要件を選択してください。(「**年金額が高い方の計算方法での決定を希望する。**」を選んだ場合は、長期要件と短期要件の両方の額を比較し、年金額が高くなる方の要件で決定されます。)

(15)

○長期要件について…死亡した方の厚生年金保険や共済年金等に加入していた期間の全てが年金額の計算に使用され、それぞれの加入機関から加入期間と報酬に応じた年金額が支払われます。

○短期要件について…死亡した方の厚生年金保険や共済年金に加入していた期間に関わらず、年金額の計算に使用される期間は25年(300月)とみなされます。
年金の支払いは、複数の機関に加入していた場合でも、一か所の機関がまとめて支払います。

- 通勤災害は公務上の事由には該当しません。
- 「追加費用対象期間」とは、公務員共済が設立される前(原則、国家公務員:昭和34年1月前、地方公務員:昭和37年12月前)の期間をいいます。

(16)

㊦ 必ず記入してください。	(1) 死亡した方の生年月日、住所	年 月 日	住所	
	(2) 死亡年月日	年 月 日	(3) 死亡の原因である傷病または負傷の名称	
	(4) 傷病または負傷の発生した日	年 月 日		
	(5) 傷病または負傷の初診日	年 月 日	(6) 死亡の原因である傷病または負傷の発生原因	
	(7) 死亡の原因は第三者の行為によりますか。	1. はい ・ 2. いいえ		
	(8) 死亡の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名および住所	氏名		
		住所		
	(9) 請求する方は、死亡した方の相続人になれますか。	1. はい ・ 2. いいえ		
	(10) 死亡した方は次の年金制度の被保険者、組合員または加入者となつたことがありますか。あるときは番号を○で囲んでください。 1. 国民年金法 2. 厚生年金保険法 3. 船員保険法（昭和61年4月以後を除く） 4. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 5. 国家公務員共済組合法 6. 地方公務員等共済組合法 7. 私立学校教職員組合法 8. 旧市町村職員共済組合法 9. 地方公務員の退職年金に関する条例 10. 恩給法			
	(11) 死亡した方は、(10)欄に示す年金制度から年金を受けていましたか。	1. はい 2. いいえ	受けていたときは、その制度名と年金証書の基礎年金番号および年金コード等をご記入ください。	制度名
				年金証書の基礎年金番号および年金コード等
	(12) 死亡の原因は業務上ですか。	(13) 労災保険から給付が受けられますか。	(14) 労働基準法による遺族補償が受けられますか。	
	1. はい ・ 2. いいえ	1. はい ・ 2. いいえ	1. はい ・ 2. いいえ	
(15) 遺族厚生年金を請求する方は、下の欄の質問に答えてください。いずれかを○で囲んでください。				
ア 死亡した方は、死亡の当時、厚生年金保険の被保険者でしたか。			1. はい ・ 2. いいえ	
死亡した方が厚生年金保険（船員保険）の被保険者若しくは共済組合の組合員の資格を喪失した後イに死亡したときであつて、厚生年金保険（船員保険）の被保険者または共済組合の組合員であつた間に発した傷病または負傷が原因で、その初診日から5年以内に死亡したものですか。			1. はい ・ 2. いいえ	
ウ 死亡した方は、死亡の当時、障害厚生年金（2級以上）または旧厚生年金保険（旧船員保険）の障害年金（2級相当以上）もしくは共済組合の障害年金（2級相当以上）を受けていましたか。			1. はい ・ 2. いいえ	
エ 死亡した方は平成29年7月までに老齢厚生年金または旧厚生年金保険（旧船員保険）の老齢年金・通算老齢年金もしくは共済組合の退職給付の年金の受給権者でしたか。			1. はい ・ 2. いいえ	
オ 死亡した方は保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間（死亡した方が大正15年4月1日以前生まれの場合は通算対象期間）を合算した期間が25年以上ありましたか。			1. はい ・ 2. いいえ	
①アからウのいずれか、またはエもしくはオに「はい」と答えた方 ⇒ (16) にお進みください。				
②アからウのいずれかに「はい」と答えた方で、エまたはオについても「はい」と答えた方 ⇒ 下の□のうち、希望する欄に☑を付けてください。				
<input type="checkbox"/> 年金額が高い方の計算方法での決定を希望する。				
<input type="checkbox"/> 指定する計算方法での決定を希望する。 ⇒ 右欄のアからウのいずれか、またはエもしくはオを○で囲んでください。			ア・イ・ウ または エ・オ	
(16) 死亡した方が共済組合等に加わつたことがあるときは、下の欄の質問に答えてください。				
ア 死亡の原因は、公務上の事由によりますか。			1. はい ・ 2. いいえ	
イ 請求者は同一事由によって、追加費用対象期間を有することによる遺族給付を共済組合から受けられますか。			1. はい ・ 2. いいえ	

右の7ページを記入する際の注意事項

* 死亡した方によって生計を維持されていた、以下の方について記入してください。

[遺族厚生年金]

- ★妻
- ★子、孫
- ★55歳以上の夫、父母、祖父母

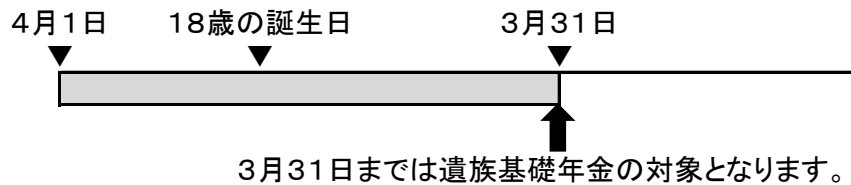
[遺族基礎年金]

- ★子のある配偶者
- ★子

配偶者と子（孫）について

- 配偶者とは、夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届け出はしていなくても、事実上請求者と婚姻関係と同様の状態にある方を含みます。
- 子（孫）の年齢要件は、次のいずれかとなります。
 - a：18歳になった後の最初の3月31日まで
 - b：国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

(例) aの場合



生計維持申立

㊦	右の者は、死亡者と生計を同じくしていたこと、および配偶者と子が生計を同じくしていたことを申し立てる。 令和 年 月 日 請求者氏名	請求者	氏名	続柄
生計同一関係				

㊧	1. この年金を請求する方は次に答えてください。	※確認欄	* 共済組合の確認事項
収入関係	(1) 請求者(名:)について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ () 印	ア. 健保等被扶養者(第三号被保険者)
	(2) 請求者(名:)について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ () 印	イ. 加算額または加給年金額対象者
	(3) 請求者(名:)について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ () 印	ウ. 国民年金保険料免除世帯
	2. 上記1で「いいえ」と答えた方のうち、その方の収入がこの年金の受給権発生時以降おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがありますか。	はい・いいえ	エ. 義務教育終了前
		/	オ. 高等学校在学中
			カ. 源泉徴収票・非課税証明等

令和 年 月 日 提出

右の9ページを記入する際の注意事項

●それぞれの質問に対して、該当する番号がない場合は記入不要です。

ア (1)
ア (2)
ア (3)

参考：5ページ㉔の(10)欄に示す制度

- | | | | |
|----------------------|----------------|------------------------|---------|
| 1. 国民年金法 | 2. 厚生年金保険法 | 3. 船員保険法（昭和61年4月以後を除く） | |
| 4. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 | 5. 国家公務員共済組合法 | 6. 地方公務員等共済組合法 | |
| 7. 私立学校教職員組合法 | 8. 旧市町村職員共済組合法 | 9. 地方公務員の退職年金に関する条例 | 10. 恩給法 |

「沖縄特例措置」について

●沖縄特例措置の手続きがお済みの場合や、生年月日によって添付の必要がない場合があります。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

ア (5)

機構独自項目

死亡した方	過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。																				
	厚生年金保険							国民年金													
船員保険																					
請求者	請求者の「③基礎年金番号」欄を記入していない方は、次のことにお答えください。（記入した方は回答の必要はありません。）																				
	過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。																				
	「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。													ある		ない					
厚生年金保険							国民年金														
船員保険																					
必ず記入してください。	㊦ (1) 死亡した方が次の年金または恩給のいずれかを受けることができたときは、その番号を○で囲んでください。																				
	1. 地方公務員の恩給 2. 恩給法（改正前の執行官法附則第13条において、その例による場合を含む。）による普通恩給																				
	3. 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金 4. 旧外地関係または旧陸海軍関係共済組合の退職年金給付																				
	(2) 死亡した方が昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間または任意加入したが、保険料を納付しなかった期間が、次に該当するときはその番号を○で囲んでください。																				
	1. 死亡した方の配偶者が5ページ㊦の (10) 欄（国民年金を除く。）に示す制度の被保険者、組合員または加入者であった期間																				
	2. 死亡した方の配偶者が5ページ㊦の (10) 欄（国民年金を除く。）および (1) 欄に示す制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間																				
	3. 死亡した方または配偶者が5ページ㊦の (10) 欄（国民年金を除く。）に示す制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間																				
	4. 死亡した方または配偶者が5ページ㊦の (10) 欄（国民年金を除く。）および (1) 欄に示す制度から障害年金をうけることができた期間																				
5. 死亡した方または配偶者が戦傷病者戦没者遺族等援護法の障害年金を受けることができた期間																					
6. 死亡した方が5ページ㊦の (10) 欄（国民年を除く。）および (1) 欄に示す制度から遺族に対する年金を受けることができた期間																					
7. 死亡した方が戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金または未帰還者留守家族手当もしくは特別手当を受けることができた期間																					
8. 死亡した方または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間																					
9. 死亡した方が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間																					
(3) 死亡した方が国民年金に任意加入しなかった期間または任意加入したが、保険料を納付しなかった期間が、上に示す期間以外で次に該当するときはその番号を○で囲んでください。																					
1. 死亡した方が日本国内に住所を有しなかった期間																					
2. 死亡した方が日本国内に住所を有していた期間であって日本国籍を有しなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間																					
3. 死亡した方が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生であった期間																					
4. 死亡した方が昭和61年4月以後の期間において下に示す制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間																					
ただし、エからサに示す制度の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く。																					
ア 厚生年金保険法					イ 船員保険法（昭和61年4月以後を除く）					ウ 恩給法											
エ 国家公務員共済組合法					オ 地方公務員等共済組合法（ケを除く）					カ 私立学校教職員共済法											
キ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法					ク 国会議員互助年金法					ケ 地方議会議員共済法											
コ 地方公務員の退職年金に関する条例					サ 改正前の執行官法附則第13条																
(4) 死亡した方は国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。																					
1. はい ・ 2. いいえ																					
(5) 昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。																					
1. はい ・ 2. いいえ																					
(6) 旧陸海軍等の旧共済組合の組合員であったことがありますか。																					
1. はい ・ 2. いいえ																					
㊧	死亡した方が退職後、個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。																				
	1. はい ・ 2. いいえ																				
	「はい」と答えたときは、その保険料を納めた年金事務所（社会保険事務所）の名称をご記入ください。																				
	その保険料を納めた期間をご記入ください。																				
										昭和 平成 令和			年 月 日		から		昭和 平成 令和			年 月 日	
第四種被保険者（船員年金任意継続被保険者）の整理記号番号をご記入ください。										(記号)			(番号)								

「個人番号(マイナンバー)」について

- マイナンバーを記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また、年1回の現況届（受給権者の生存確認）や住所変更等の提出が不要となります。ただし、住民票の住所以外にお

住まいの方など、住所変更の届出が必要となる場合があります。

※死亡した方に共済組合等の加入期間がある場合は、1ページに請求者の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

- 記載されたマイナンバーは、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要なため、以下の（1）または（2）を提出してください。

（1）マイナンバーカード（個人番号カード）

※番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。

（2）以下の2種類（㊦と㊧1種類ずつ）を添付してください。

㊦マイナンバーが記載されている書類から1種類

住民票（マイナンバー記載のもの）または通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限ります。）

㊧身元（実存）確認のできる書類から1種類

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

※身元（実存）確認のできる書類については、上記㊧以外にも添付可能な書類があります。ご不明な点等は共済組合にお問い合わせください。

【窓口で提出される場合】

上記（1）マイナンバーカードまたは（2）の㊦と㊧1種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

マイナンバーカードの両面のコピーまたは（2）の㊦と㊧1種類ずつのコピーを添付してください。

- ご記入いただいていない場合であっても、ご提出していただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。マイナンバーの登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更の届出が原則不要になります。

「公金受取口座」について(年金受取口座として公金受取口座を利用する場合)

○ 公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受付のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。
- 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。

○年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点

- 公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
- 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
- また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

③⑥ 上 外	③⑦ (外) 傷病名	③⑧ (上) 傷病名	③⑨ 診断書	④⑩ 有年数	④⑩ 有 年	④⑪ 第三者行為
上 ・ 外 1 ・ 2					元号	

遺 基	④② 受給権発生年月日	④③ 停止事由	④④ 停 止 期 間	④⑤ 条 文	④⑥ 失権事由	④⑦ 失権年月日
	元号 年 月 日		元号 年 月 日	0 1 3 7 0 0 1		年 月 日

遺 厚	④⑧ 受給権発生年月日	④⑨ 停止事由	④⑩ 停 止 期 間	④⑪ 条 文	④⑫ 失権事由	④⑬ 失権年月日
	元号 年 月 日		元号 年 月 日	0 1 5 8 0 0 1		年 月 日

⑤⑦ 他 制 度 満 了	⑤⑧ 合算対象記録 1	2	3
元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月
4	5	⑤⑨ 6	7
元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月
8	9	1 0	⑥⑩ 1 1
元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月
1 2	1 3	1 4	1 5
元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月

⑥① 共済コード 共済記録 1	2
元号 年 月 日 要件 計算	元号 年 月 日 要件 計算
3	⑥② 4
元号 年 月 日 要件 計算	元号 年 月 日 要件 計算
5	6
元号 年 月 日 要件 計算	元号 年 月 日 要件 計算
⑥③ 7	8
元号 年 月 日 要件 計算	元号 年 月 日 要件 計算
9	
元号 年 月 日 要件 計算	

⑥④ 時効区分	
---------	--

◆終了表示	E	送信
-------	---	----

受付登録コード
1 7 3 1 1

年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）（別紙）

様式第106号

進達番号

年金コード
14

〔遺族基礎年金・特例遺族年金・遺族厚生年金〕

(注) 1. この請求書は、遺族給付をうけることができる方が2人以上あるときにご使用ください。
2. この請求書は、請求書（様式第105号）に添えてご提出ください。

- のなかに必要事項をご記入ください。（◆印欄には、なにも記入しないでください。）
- 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。
- フリガナはカタカナでご記入ください。

実施機関等
受付年月日

死亡した方	① 基礎年金番号																			
	② 生年月日	明・大・昭・平																		
	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)																	性別 男 女 1 2

⑤別紙区分	⑥未保	⑦支保	⑧受 数

死亡した方に共済組合等の加入期間がある場合は、請求者の個人番号（マイナンバー）及び基礎年金番号の両方をご記入ください。個人番号（マイナンバー）については4ページをご確認ください。

船戦加	重	繰	長期	基加	沖縄	旧令

請求者	③ 個人番号 (マイナンバー)																			
	基礎年金番号																			
	④ 生年月日	明・大・昭・平・令																		
	⑨ 氏名	(フリガナ) (氏)	(名)																	⑩続柄 ◆
	⑪住所の郵便番号																			
	⑫住所	(フリガナ)																		
																				市区町村

社会保険労務士の提出代行者欄

電話番号1	—	—
電話番号2	—	—

※公金受取口座については、4ページをご確認ください。

※日中に連絡が取れる電話番号（携帯も可）をご記入ください。
※予備の電話番号（携帯も可）があればご記入ください。

⑬ 年金受取機関 ※	※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。 ※指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に☑してください。	(フリガナ)	(氏)	(名)
1. 金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 2. ゆうちょ銀行（郵便局）	公金受取口座として登録済の口座を指定 <input type="checkbox"/>	口座名義人氏名		

⑦ 年金送金先	⑭金融機関コード	⑮支店コード (フリガナ)	銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協	(フリガナ)	⑯ 預金種別 1. 普通 2. 当座	⑰口座番号（左詰めで記入）
	⑱貯金通帳の口座番号	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄※ 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。				
	記号（左詰めで記入）	番号（右詰めで記入）	請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。			

※公金受取口座を指定する場合、通帳等のコピー（金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面）の添付または金融機関等の証明は不要です。

④ 加算額の対象者	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	⑲ 生年月日	平 令	年	月	日	障害の状態に ある・ない	◆⑲診
	個人番号									
	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	⑲ 生年月日	平 令	年	月	日	障害の状態に ある・ない	◆⑲診
	個人番号									

18歳到達日以降の最初の3月31日までの間にある子および国民年金法施行令別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子

※3人目以降は、余白等にご記入ください。

右の3ページを記入する際の注意事項

- 「年金の種類」とは、老齢または退職年金、障害年金、遺族年金をいいます。
- 「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

(ウ)

表1 公的年金制度等

ア. 国民年金	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合
イ. 厚生年金保険	ク. 恩給
ウ. 船員保険（昭和61年4月以後を除く）	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
エ. 国家公務員共済組合 （ＪＴ、ＪＲ、ＮＴＴの三共済組合を含む）	コ. 日本製鉄八幡共済組合
（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）	サ. 改正前の執行官法附則第13条
オ. 地方公務員等共済組合 （昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）	シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者 のための特別措置法
カ. 私立学校教職員共済	ス. 戦傷病者戦没者遺族等援護法

㊦で、「1. 受けている」または「3. 請求中」を○で囲んだ方は、

- ・ 「公的年金制度名」……表1から該当する公的年金制度等の記号を選択し、ご記入ください。
- ・ 「年金の種類」……該当するものを○で囲んでください。
- ・ 「年月日」……年金を受けることとなった年月をご記入ください。
（「1. 受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください。）

* 2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。詳しくは、共済組合までお問い合わせください。

㊦ あなたは、現在、公的年金制度等（表1参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 請求中	制度名（共済組合名等）	年金の種類
----------	-----------	--------	-------------	-------

受けていると答えた方は下欄に必要事項をご記入ください。（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	・	
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	・	
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	・	

㊦年金コードまたは共済組合コード・年金種別					
1					
2					
3					
㊦他年金種別					

請求者の「㊦基礎年金番号」欄を記入していない方は、次のことにお答えください。（記入した方は回答の必要はありません。）
過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。
「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号を記入してください。

ある	ない
----	----

厚生年金保険																					国民年金																				
船員保険																																									

上	外	㊦(外)傷病名	㊦(上)傷病名	㊦診断書	㊦有年数	㊦有年	第三者行為
上	外					元号	
1	2						

遺	㊦受給権発生年月日	㊦停止事由	㊦停止期間	㊦条文	㊦失権事由	㊦失権年月日
基	元号		元号	0 1 3 7 0 0 1		年

遺	㊦受給権発生年月日	㊦停止事由	㊦停止期間	㊦条文	㊦失権事由	㊦失権年月日
厚	元号		元号	0 1 5 8 0 0 1		年

㊦時効区分		◆終了表示	E	送信
-------	--	-------	---	----

入力処理コード	㊦進達番号	㊦生年月日	制度	年金種別
4 3 0 8 0 0		明・大・昭・平・令	新法 1	遺族 14

完了処理	㊦完了表示	1完了
------	-------	-----

「個人番号(マイナンバー)」について

- マイナンバーを記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また、年1回の現況届(受給権者の生存確認)や住所変更等の提出が不要となります。ただし、住民票の住所以外にお住まいの方など、住所変更の届出が必要となる場合があります。
※死亡した方に共済組合等の加入期間がある場合は、1ページに請求者の個人番号(マイナンバー)をご記入ください。
 - 記載されたマイナンバーは、マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)および提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)が必要なため、以下の(1)または(2)を提出してください。
 - (1)マイナンバーカード(個人番号カード)
※番号確認と身元(実存)確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。
 - (2)以下の2種類(㊦と㊧1種類ずつ)を添付してください。
 - ㊦マイナンバーが記載されている書類から1種類
住民票(マイナンバー記載のもの)または通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限ります。)
 - ㊧身元(実存)確認のできる書類から1種類
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
※身元(実存)確認のできる書類については、上記㊧以外にも添付可能な書類があります。ご不明な点等は共済組合にお問い合わせください。
- 【窓口で提出される場合】
上記(1)マイナンバーカードまたは(2)の㊦と㊧1種類ずつの原本をご提示ください。
- 【郵送で提出される場合】
マイナンバーカードの両面のコピーまたは(2)の㊦と㊧1種類ずつのコピーを添付してください。
- ご記入いただいていない場合であっても、ご提出していただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。マイナンバーの登録後は、年1回の現況の確認(現況届)や住所変更の届出が原則不要になります。

「公金受取口座」について(年金受取口座として公金受取口座を利用する場合)

- 公金受取口座登録制度とは
 - 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受付のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。
 - 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。
- 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点
 - 公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
 - 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
 - また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。